

知的所有権ニュース (2019年1月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

新年明けましておめでとうございます。いよいよ平成も最後の年となりました。5月には新しい元号に変わります。夢と希望を持って生活できる一年になるように願っています。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 平成30年改正法の施行、TPP関連法の施行について

平成30年の不正競争防止法、特許法、著作権法などの改正事項の多くが平成31年1月1日に施行されました。また、TPP関連法も平成30年12月30日に施行されました。

以下に、今回施行された改正事項の代表的なものについて簡単に説明いたします。

(1)特許法の主な改正事項

＜中小企業の特許料等を一律半減＞

中小企業において出願審査請求料や最初の10年分の特許料などを証明書類の提出を要することなく一律に半額に軽減します。平成31年4月1日から適用されます。なお、出願審査請求料については、同日から2万円の値上げとなります。

＜知財紛争処理手続の拡充＞

①証拠収集手続を強化

・裁判所が書類提出命令を出すに際して、非公開（インカメラ）で書類の必要性を判断できるようにしました。

・上記手続に中立の技術専門家（専門委員）が関与できるようにしました。

②判定における営業秘密を保護

・特許庁の「判定」制度の関係書類に営業秘密の記載がある場合、その閲覧を制限するようにしました。

(2)不正競争防止法の主な改正事項

＜データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設＞

ID・パスワード等の管理を施した上で提供されるデータ（限定提供データ）の不正取得・使用等を新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事措置を設けました。

(3)著作権法の主な改正事項

＜デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備＞

情報通信技術の進展等の時代の変化に対応するため、電子計算機などにおける著作物の利用に関し一定の制限を設けました。

(4)TPP関連法の主な改正事項

＜期間補償のための特許権の存続期間の延長＞

出願から5年、出願審査請求から3年を越えて特許になった場合、一定の条件の下で延長登録の出願により存続期間を延長できるようにしました。なお、この規定は、T P Pの署名日から二年を経過した日までは適用されないため、対象となる特許権は2020年3月10日以降に出願されたものとなります。

＜商標の不正使用に対する法定の損害賠償制度＞

商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるものとなりました。ここで、「商標の不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指します。これにより、従来から可能であった、商標法第38条第1項（逸失利益）、第2項（侵害者利益）、第3項（ライセンス料相当額）のいずれかに規定された損害額を請求する場合に加えて、出願料や登録料に相当する額を請求するという選択肢も与えられることとなりました。

＜著作物等の保護期間の延長＞

既に延長されていた映画の著作権以外の各権利について、保護期間を各50年から、著作者の死後70年又は公表後70年に延長しました。

なお、著作権については、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、アクセスコントロールの回避等に関する措置、配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与、損害賠償に関する規定の見直しも行われています。

2. 意匠法の改正動向

去る1月10日に改訂意匠審査基準の適用が開始されたばかりですが、現在、意匠法の改正に向けて審議が行われています。法改正の方向性は、「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」に記載されています。その内容を簡単にご紹介します。

(1)画像デザインの保護

操作画像や表示画像については、画像が物品（又はこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当であると考えられる。他方、壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではない。これらの画像については、意匠法に基づく独占的権利を付与して保護する必要性が低いと考えられることから、保護対象に追加しないこととするべきである。

(2)空間デザインの保護

現行意匠法の保護対象である「物品」（動産）に加え、「建築物」（不動産）を意匠の保護対象とすべきと考えられる。内装についても、組物の意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるような場合に限り、一意匠として意匠登録を認めることとし、その保護の拡充を図るべきである。内装意匠の保護対象とする施設については、上記のニーズも踏まえ、店舗等に限定することなく、オフィスの内装等も含め幅広く保護対象とすることが適当である。

(3)関連意匠制度の拡充

長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行う企業のデザインを保護するため、関連意匠の出願を、意匠公報発行日以降も可能とすべきである。具体的には、企業のニーズ等も踏まえつつ、関連意匠の出願可能期間を本意匠の出願から10年以内とすべきである。

また、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法が増加していることを踏まえ、関連意匠にのみ類似する意匠を登録可能とするべきである。

(4)意匠権の存続期間の延長

昨今、航空機や自動車といった分野で、製品の意匠について、開発段階で意匠登録し、時

間をかけて改良を重ねた後に製品等を市場に投入するケースが多く見られるようになってい
る。また、意匠権の存続期間は、「設定の登録の日から」20年とされているが、特許権の存
続期間は、「特許出願の日から」20年とされている（特許法第67条第1項）。一つの製品に
ついて特許権と意匠権の両方で保護するケースも見られる中、権利の存続期間の始期が異な
ることは、知財管理上、煩雑な状況となっている。さらに、意匠登録出願と特許出願は相互
に変更することができることとされ（意匠法第13条第1項、特許法第46条第2項）、近年、特
許出願から意匠登録出願に変更する出願が増加してきており、その数は年間約100件から、
多い年には約180件に上っている。特に、特許出願により先願の地位を確保した上で、長期
間経過した後に、これを意匠登録出願に変更した場合、当該出願の意匠登録後から権利期間
が開始されるため、一つの発明（意匠）の保護期間の終期が不当に遅くなるおそれもある。
こうした状況を踏まえれば、意匠権の存続期間を「登録日から20年」から、「出願日から25
年」に見直すべきである。

(5)複数意匠一括出願の導入

国内の出願についても、複数意匠を一括出願できる制度を整備し、一の願書による複数の
意匠についての意匠登録出願を認めることとすべきである。一方で、複数の意匠の一括出願
を認めるものの、一つの意匠ごとに一つの意匠権を発生させるという原則は維持することと
し、実体審査や意匠登録については現行制度と同じく意匠ごとに行うこととすべきである。

(6)物品区分の扱いの見直し

物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、意匠法第7条に規定
する要件を満たしていないとして、物品自体が明確であっても拒絶理由の対象となる事例が
あり、権利化の遅延につながっている。したがって、物品自体が明確である場合には、物品
区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを拒絶理由の対象としないようにするべ
きである。

(7)創作非容易性の水準の引上げ

刊行物やインターネット上で公開されている意匠についても、創作非容易性の判断要素と
なることを明示するべきである。

(8)組物の部分意匠の導入

組物に属するそれぞれの物品について部分意匠として意匠権を取得することも可能である
が、その場合、スプーン、フォーク、ナイフ等の通常一組で用いる物品についてもその物品
数に応じた意匠権を取得する必要があるため、特に中小企業にとっては、費用負担が大き
くなるのが懸念される。このため、組物の意匠についても、部分意匠の登録を認めるべきで
ある。

(9)間接侵害規定の拡充

近年、例えば、意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品（非専用品）に分割して輸入す
ることにより、意匠権侵害を回避する等、輸入手口が巧妙になっている。また、近年、特徴
のある部分以外の部分をあえて模倣する事例が発生しており、必ずしも部分意匠制度によ
って対応できない事例が生じている。こうした事例への対応についても、多機能品型間接侵害
（特許法第101条第2号及び第5号）の導入が必要となっている。このため、意匠法におい
ても、特許法に倣い、多機能品型間接侵害規定を導入するべきである。

(10)手続救済規定の拡充

意匠法においても、指定期間経過後の延長手続を可能とするとともに、優先権主張を伴う
出願についても、優先期間徒過後の優先権主張を可能とすることにより、出願人に対する救
済措置を充実させるべきである。

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

~~相談日（弊所担当）は以下の通りです。~~時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

今年度の弊所担当の相談日はありません。

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

平成31年2月6日（水）：下諏訪商工会議所

平成31年3月19日（火）：テクノプラザおかや